

少子化が進行するなかにおいても、児童相談所における児童虐待相談件数は高止まりに推移するとともに、昨今の社会・経済環境等を背景としてひとり親家庭の子どもの相対的貧困率が高位で推移するなど、子ども・子育て家庭をめぐる課題は複雑化するとともに厳しさを増している。

一方、令和 7 年度から 11 年度を期間とする後期長野県社会的養育推進計画が取りまとめられ、今年度より推進されている。

社会的養護をとりまく変革期において、24 時間 365 日、緊急的かつ重篤な課題や複雑・多様なニーズがある子どもの個別的養育を担ってきた専門性を活かし、入所している子どもの養育とともに、里親支援、地域の子育て支援を必要とする子どもや家族への支援を展開していかなければならない。

社会的養育実践の中心を担ってきた児童福祉施設は、「児童の権利擁護」を大切にした生活環境の充実をさらに求め、地域の養育支援体制について各機関と連携強化を図り新たな仕組み作りを構築していくことを考え、次に掲げる 6 項目を基軸として取り組むとともに積極的に発信・周知を図っていきます。

1. 児童の権利擁護の徹底
2. 新たな施設養育の確立
3. 職員の専門性の向上
4. 次代の施設を担う人材育成
5. 社会的養護とつながる関係機関との連携強化
6. 「長野県社会的養育推進計画」への取り組み

《事業内容》

1. 施設機能の充実

- (1) 施設内虐待の防止及び施設運営適正化の推進
- (2) 施設の地域連携と高機能化・多機能化
- (3) 職員の資質向上・育成研修体制の充実
- (4) 支援者による支え合う養育チームづくりの推進
- (5) 意見表明権等、子どもの権利擁護に向けた環境の推進
- (6) 第三者評価・自己評価の結果に基づく施設運営の充実
- (7) 地域における新たな子育て支援事業の推進
- (8) 退所児童等への支援事業

2. 施設種別・職種別調査研究

施設種別・職種別に専門的な調査研究を行って、施設運営全体の適正化を推進する。

(1) 施設種別調査研究活動の推進

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立援助ホームの運営・養育にかかわる各種調査研究を行う。

(2) 職種別調査研究活動の推進

①施設長部会 ②庶務部会 ③支援職員部会 ④食育部会 ⑤心理部会

(3) 委員会活動の推進

①総務委員会 ②予算対策委員会 ③施設運営適正化委員会 ④研修・広報委員会
⑤家族関係支援プログラム等検討委員会

(4) 職員研修の充実

社会的養護処遇加算に係る研修の充実強化

3. 啓発活動

- (1) 長野県児童福祉施設大会の開催
- (2) 連盟ホームページの活用
- (3) 連盟広報誌等の発行
- (4) 県的広報の活用
- (5) 社会的養護関連の各種条例・計画等の策定にかかわる、県民意見公募（パブリックコメント）へ、連盟としての意見を発信する。

4. 主催事業・会議等

- (1) こども・家庭課・児童相談所と施設長連絡会議（4月）
- (2) 中堅職員研修（9月）
- (3) 第59回長野県児童福祉施設大会（6月）※別紙 参照
- (4) 長野県児童絵画展（6月）
- (5) 一般財団法人長野県児童福祉施設連盟総会（6月）
- (6) 初任職員研修会（5月・7月） 同一研修を二回開催
- (7) 県知事・県教育長へ「児童福祉に関する要望書」の提出（9月上旬）
- (8) 保育士養成所協議会と施設長連絡会議（11月）
- (9) 県・児相長・施設長との懇談会（2月）
- (10) 県・乳児院との懇談会（8月）
- (11) 進学・就職児童激励事業（3月）
その他必要な事業

5. 基金の運営

- (1) 児童自立支援基金「希望」規程に基づき、退所し就職する児童への支援を行う

6. 表彰

- (1) 施設協力者・永年勤続者に対する施設大会での県知事表彰
- (2) 施設協力者に対し連盟会長よりの感謝状贈呈
- (3) 永年勤続者に対し連盟会長よりの表彰
- (4) スポーツ・文化活動等において、めざましい活躍をした児童・善行のあった児童に対し、連盟会長より表彰

7. その他

- (1) 長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会への参加
- (2) 「ながの子ども虐待防止オレンジリボン」の後援
- (3) 「長野県みらい基金」からの支援
- (4) 「社会的養護出身の若者サポートプロジェクト」への参加
- (5) 「長野県中小企業家同友会」との協力
- (6) 児童福祉の人材の確保・定着事業